

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構内部統制に関する基本方針

平成25年11月29日決定

〈目的〉

この方針は、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（以下「機構」という。）の業務の適正を確保するための内部統制に関して規定するものであり、適法にして効率的な事業の運営体制を構築することを目的とする。なお、実情にそぐわなくなったときは、見直しを行うこととする。

1 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

機構が定款に定める事業を行うに当たり、役員及び職員は当然に関係法令及び定款（以下「法令等」という。）を遵守して、管理運営に従事することが求められる。

会長は、法令等の遵守に関する最高責任者として、体制の構築整備と維持に当たることとする。

また、内部監査により法令等への適合性を確認する。

2 執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事及び職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、別途定める文書事務処理規程に適切な保存期間を定めて、文書と図面・写真等の関連資料及び電磁的媒体による記録を整理保存し、必要に応じて理事、監事等が要請した場合、閲覧できる状態に管理する。

3 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

機構の事業において、会長は、関係法規や定款、規程等に定めた対応を、組織体制及び職務権限を通して適正的確に行わせることにより、事故や不正の発生を未然に防止する。

経営に影響を与える法令違反や重大な瑕疵、過失、不正等（以下「リスク」という。）の事実を発見したときは、損失を最小限にとどめるために必要な対策等を実施する。

日常のリスク管理については、事務局長及び出納役が適切に内部統制を行っているかを監視検証し、機構の内部業務においても相互牽制により信頼性を確保する。

4 職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

機構の職務執行については、別途定める組織規程等において、その責任者及び執行手続きを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとることとする。

会長は、事業計画を計画的に目標達成させるために、進捗状況を把握し、執行することとする。

理事会は、業務執行体制や施策に阻害する要因があると懸念される場合、その分析と検討を行い、改善を図るものとする。

5 監事はその職務を補助すべき職員を求めた場合における当該職員に関する体制及びその職員の独立性に関する事項

監事から求められた場合は、会長は監事と協議のうえ、合理的な範囲で監事を補助する者を配置する。

当該職員の任命等については、会長は監事の事前の同意を得ることにより、執行体制からの独立性を確保する。

6 会長が監事に報告するための体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

会長は、機構の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監事にその都度報告するものとする。

監事は、業務の執行状況や決定事項について重要な文書を閲覧し、説明を求めることができるものとする。